

第 143 回 科学技術部会	資料2
令和 7 年 3 月 27 日	

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」 に基づく研究機関に対する令和 6 年度履行状況調査の結果について

1. 趣旨

- 厚生労働科学研究費補助金の管理・監査等については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 3 月 31 日付科発 0331 第 3 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長決定。以下「ガイドライン」という。）により、研究機関及び配分機関が講じるべき事項を定め、遵守を求めている。
- また、ガイドライン第 7 節においては、研究機関の体制整備に関するガイドラインの実施状況を把握するために、厚生労働省が履行状況調査を実施することが求められており、第 142 回科学技術部会（令和 6 年 12 月 12 日）において令和 6 年度履行状況調査の実施の内容について確認いただいたところ。
- 今般、同調査結果について報告を行うとともに、体制整備等に不履行があると判断された研究機関に対しては、所要の改善を促すため、管理条件の付与等の措置を講じる。

2. 調査対象

令和 5 年度厚生労働科学研究費補助金の配分を受けた以下の 8 機関及び所属研究者による実験の実施が明確に確認できないとの報告がなされた 1 機関の合計 9 機関（別紙 1）

1. チェックリストの「全ての機関が実施する必要がある事項」が 1 項目以上未実施である機関（3 機関）
2. 厚生労働省が所管する施設等機関及び国立研究開発法人（調査対象の全 12 機関のうち、4 機関を選定）
3. 令和 5 年度履行状況調査に係るフォローアップ調査対象機関（1 機関）

3. 調査内容

- ガイドラインに基づき、研究機関が遵守すべき項目について、調査対象機関に書面調査を実施した。また、併せて、調査対象機関以外の研究機関における体制整備に資するため、対象機関における「不正防止のための実効性ある取組事例」の収集も行った。

○調査事項（例）※

- ①最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ②競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか
- ③不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤競争的研究費等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか
- ⑥内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

※調査の観点、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応。

4. 調査経過

令和6年12月12日：科学技術部会 実施方針の審議

令和6年12月～令和7年1月：調査対象機関に対し書面調査を実施

令和7年3月：回答内容の確認

令和7年3月27日：科学技術部会 調査結果、対応方針の報告

5. 調査結果

- 書面調査の結果、調査対象の9機関においては、ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備され、所要の対策が着実に履行されていた。

- 本調査により収集した「不正防止のための実効性ある取組事例」に関しては、研究機関の規模や特性（大学、施設等機関）に応じ実効性のある取組が見られた。

（主な取組事例）

- ・ 財務会計システムにて一元的に出張情報を管理することで、重複支給がないよう確認できる仕組みとしている。
- ・ 重複支給の防止のため、出張願による予定の一覧管理、請求書作成者

以外の者による二重チェック、及び各研究部、研究者ごとによる請求書ファイルの一元管理を行っている。

- ・ カラ謝金の防止のため、実験補助等の謝金については、支給対象者が押印した出務整理簿により、会議出席等の謝金については、議事録等により、実施等を確認している。
- ・ 公的研究費に関する内部監査結果から、特に注意喚起が必要な事項は機関内 Web サイトを通じて公開し、職員に周知している。
- ・ 競争的研究費の運営及び管理にかかわる職員を対象とした研修について、そのうち研究費の執行に携わる職員で、未受講である者に対し、受講を促す案内を個別に行っている。等

- 各研究機関の調査結果については、別紙 2 のとおり。

6. 今後の取組

- 令和 7 年度以降も対象機関を選定し、引き続き調査を実施する方針。

令和 6 年度履行状況調査対象機関一覧

No.	機関名
○チェックリストの「全ての機関が実施する必要がある事項」が 1 項目以上未実施である機関	
1	福島国際研究教育機構
2	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
3	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会横浜市東部病院
○厚生労働省が所管する施設等機関及び国立研究開発法人	
4	国立医薬品食品衛生研究所
5	国立保健医療科学院
6	国立社会保障・人口問題研究所
7	国立障害者リハビリテーションセンター
○令和 5 年度履行状況調査に係るフォローアップ調査対象機関	
8	福岡大学
○所属研究者による実験の実施が明確に確認できないとの報告がなされた機関	
9	国立研究開発法人国立成育医療研究センター

令和 6 年度履行状況調査結果一覧

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
福島国際研究教育機構	ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、研究費の適正な運営・管理活動など所要の対策が着実に実施されている。 本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与は行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。 今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。	第 2 節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【告発窓口等について】 福島国際研究教育機構研究費の不正使用等の防止に関する規程第 14 条において、不正使用に関する機構内外からの通報を受け付け、又は通報の意思を明示しない相談を受ける窓口を規定している。窓口は、ホームページに公開している。 第 4 節 研究費の適正な運営・管理活動 【研究者の出張計画の実行状況等について】 旅費規程第 13 条において「旅費（中略）の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者でその精算をしようとする者は、理事長が別に定める請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう）を含む。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支払いをする者に提出しなければならない。」と規定されており、これに基づき財務会計システムにて一元的に出張情報を入力することで重複受給などないよう確認できる仕組みとしている。	特になし

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団	ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、研究費の適正な運営・管理活動など所要の対策が着実に実施されている。 本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与は行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。 今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。	第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【コンプライアンス教育の見直しについて】 研究者に対するコンプライアンス教育は専門性の高い外部教育システムを活用し、発注・支払い等を行う総務系の職員には他機関の事例を参考にその都度事例学習を行っている。 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】 研究活動上の不正国威防止対応要綱第18条により、外部有識者の調査委員会を設置し、利害関係のないものをあてることで、公正、透明性の高い仕組みとなっている。 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 経費についての管理として、当院では、物品購入時のリスク、旅費・学会参加等の空出張のリスクが想定される。こうしたことから、研究者自らが発注、納品ができず、病院の総務部門が行う仕組みとしている。さらに、金額により見積選定を行い、特定の業者との癒着を防仕組みとしている。出張等は、学会参加証、航空券の半券、領収書の確認を必須としている。内部監査は、契約金額の10%を抽出したものを会計検査、物品の使用状況の確認を行うこととしている。	特になし

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 神奈川県済生会横浜市 東部病院	ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、研究費の適正な運営・管理活動など所要の対策が着実に実施されている。 本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与は行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。 今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。	第1節 機関内の責任体系の明確化 【監事について】 研究不正防止委員会の際に不正防止計画について幹事へ報告し、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか意見をいただいている。不正防止計画が適切に実施されているかについては、研究不正防止委員会やその他の意見交換の際に幹事へ報告し、意見をいただいている。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【啓発活動の実施について】 研究不正防止計画第2節1項2)に定めた内容を基に、11月～12月頃、研究不正防止啓発活動月間とし、院内にポスターの掲示や配布等を行っている。 【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】 当院の調査委員会である「研究不正調査委員会」の構成員について、研究不正調査委員会規程第3に、「(略)当院に属さない弁護士、公認会計士、その他調査の必要に応じて院内、院外の診療科の専門知識を持つ医師、担当事務職員をもって構成する。」と定め、院外の専門家を招いて調査委員会を運営することにより、公正かつ透明性の高い運用を達成するようつとめている。 第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 年に2度実施する 研究不正防止委員会(6～10月頃、1～2月頃)および、厚労省へ提出する「体制整備等自己評価チェックリスト」作成時(12～1月頃)に意見交換をしている。また、上記以外で意見交換が必要となりましたら、都度意見交換を行っている。 第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査について】 リスクアプローチ監査は年2回(11月、2～3月)行う。 第1回リスクアプローチ監査は、該当する研究の実施数が少ないため、全試験を対象として実施している。第1回リスクアプローチ監査で抽出されたリスクを踏まえ、第2回リスクアプローチ監査は、不正が発生するリスクに対して重点的にサンプル抽出を行っている。また、換金性の高い物品等については、現物確認を行っている。	特になし

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
国立医薬品 食品衛生研 究所	ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、研究費の適正な運営・管理活動など所要の対策が着実に実施されている。 本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になくことから、管理条件の付与は行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。 今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。	第1節 機関内の責任体系の明確化 【最高管理責任者について】 定期的に実施されるコンプライアンス研修や研究教育セミナーにおいて、最高管理責任者が自ら講義を行い不正防止に向けた取組を促すなど、構成員の意識の向上と浸透を図っている。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【コンプライアンス教育の実施について】 総務部を事務局として、教育研修プログラムの内容をコンプライアンス推進責任者以下で検討し決定している。 所内すべての関係者を対象として複数回実施し、研修内容を理解したことを証するものとして、研修終了後に誓約書の提出を求めている。 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 研究不正行為の具体的事例を踏まえて説明するとともに、研究倫理や不正行為に対する関係者の責務を説明。研究費等の経理処理について不正発生のメカニズムや具体的事例を説明するとともに、適正な経理処理に向けた所の取り組みや体制を説明している。また、研修方式では受講者に質疑応答することで理解度を把握している。理解度を深めるため、説明のアプローチ方法を変更する等、理解度を高める等の対策を実施している。未受講者はHPより資料を閲覧し随時受講できる体制を整えている。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【特殊な役務に関する検収について】 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収については、成果物及び履行が確認できる書類により検収班及び当該成果に知見のある第三者による確認等により実施することとしている。 第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査について】 リスクアプローチ監査の観点から、補助金交付額の多寡及び過去の監査対象有無を加味した上で、一般的にリスク要因が高くなる傾向がある支出科目である設備品費、旅費、謝金の支出実績を有する研究課題を優先的に監査対象としている。	特になし

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
国立保健医療科学院	ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、研究費の適正な運営・管理活動など所要の対策が着実に実施されている。 本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になくことから、管理条件の付与は行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。 今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。	第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【コンプライアンス教育の実施について】 以下の2とおりでコンプライアンス教育を実施している。 ・e-ラーニング（e-aprin）によるコンプライアンス教育の実施。 ・院内において、競争的研究費の経理事務に関する説明会（Web）を実施し、その中でコンプライアンスに関する説明会を実施。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【予算執行状況の把握について】 当院では、機関経理を実施するに当たりシステム（機関経理支援システム）を導入しており、研究費を使用した調達を行う場合は、当該システムに要求内容と同時に支出財源も登録することになっている。（支出財源を入力しないと要求が行えない。） 第6節 モニタリングの在り方 【監事及び会計監査人との連携について】 監事に相当する職務を果たす者として「内部監査責任者」を充てており、その内部監査責任者が統括する内部監査チームに、他機関での監査経験者や、競争的研究費事務経験者、補助金配分業務経験者を含めることで連携を図っている。	特になし

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
国立社会保 障・人口問 題研究所	ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、研究費の適正な運営・管理活動など所要の対策が着実に実施されている。 本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になくことから、管理条件の付与は行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。 今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。	第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【啓発活動の実施について】 年一回、全職員に研究倫理 e-ラーニング受講・修了を義務づけており、未受講者及び未修了者に対しては、公的研究費への応募を認めないこととしている。 （「研究倫理 e-ラーニング」の内容） ・ピア・レビューについて ・共同研究について ・研究活動における不正行為について ・公的研究費の取扱いについて ・盗用について 【ルールの明確化・統一化】 所内職員がいつでも閲覧できるように、所内システムの共有フォルダを作成し閲覧できるようにし、必要に応じて研修会や説明会、メールでのお知らせ等を実施している。 また、毎年度実施している「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」において運用実態の乖離を点検している。 第6節 モニタリングの在り方 【リスクアプローチ監査について】 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなどのチェックを一定数実施している。監査実施通知を発出した上で内部監査を行っているが、会計書類は総務課にあるため、実質的に抜き打ち検査となっている。	特になし

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
国立障害者リハビリテーションセンター	ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、研究費の適正な運営・管理活動など所要の対策が着実に実施されている。 本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特にないことから、管理条件の付与は行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。 今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。	第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【コンプライアンス教育の実施】 研究所所属の全ての研究者・流動研究員及び事務職員、研究所以外の部署に所属し研究代表者・研究分担者にあたる職員を対象者としている。 実施方法：日本学術振興会「研究倫理 e-ラーニング」サイトにて実施 実施時期：年度初め～10 月末まで（中途採用、転入等あればその都度実施） 実施回数：年 1 回 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 学術振興会「研究倫理 e-ラーニング」のサイトにて、受講状況及び理解度を把握している。 令和 3 年度：受講率 100% 令和 4 年度：受講率 100% 令和 5 年度：受講率 100% 【コンプライアンス推進責任者について】 毎年度研究費に関する内部監査及びモニタリングを実施しており、令和 5 年度の内部監査において、年度末近くに集中的に研究費を執行している事例等があったため、今後は、各研究者等に周知するとともに、研究所事務室においても確認を徹底する改善したところ。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【特殊な役務に関する検収について】 現物検収を行っており、併せて、必要に応じて確認が困難と判断した場合は、請求者の立ち合いによる検収を実施している。 【換金性の高い物品の管理について】 パソコン、タブレット型コンピューター、デジタルカメラ、金券等については、調達段階でその保管場所や管理者の指定を行っている。 実例としては、被験者への謝礼として金券等を購入する場合があるが、あらかじめ配布先を明示させ、必要数のみを購入するようにし、管理者を指定し在庫管理を行っている。	特になし

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
国立研究開発法人成育医療研究センター	ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、研究費の適正な運営・管理活動など所要の対策が着実に実施されている。 本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になくことから、管理条件の付与は行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。 今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。	第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度は悪について】 コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督している。受講状況については、管理簿を作成し各プログラムの受講記録と突合し、対象者全員の受講を義務付けている。 【啓発活動の実施について】 四半期に一度、直近の事例、内部監査の結果等を踏まえた啓発活動を実施している。また、全ての職員が内容を確認できるよう、機関内一斉メールにて配信している。 第4節 研究費の適正な運営・管理活動 【物品・役務の発注・検疫業務について】 不正防止計画、研究費執行マニュアルに基づき、郵送運搬費、学会参加費等、立替払する必要がある場合のみ認めている。 また、ホテルの会議室の予約など一部研究者の直接発注を認めているものはあるが、その際、必ず「発注依頼書」の提出を義務付け購入伺書の起案（承認）も行っている。更に支払い処理時に必要に応じ成果物を取得している。 第6節 モニタリングの在り方 【内部監査の実施について】 抽出方法については、抽出事業数を計算し、事業区分ごとに、今年度交付額または、前年度繰越額（期首残高）が高額なものと及び2月までの支払割合が低いものとする。 時期については、令和7年2月から令和7年3月までの間、回数については、1回チェックする。 抽出方法を採用した理由については、交付額等が高額なものは、執行件数が多いため、執行の傾向を把握することができることから、2月までの支払割合が低いものは、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン第3節（1）「実施上の留意事項」①（ウ）のリスクがあることから、それぞれ採用する。	特になし

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件（改善事項）
福岡大学	ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制が整備されており、研究費の適正な運営・管理活動など所要の対策が着実に実施されている。 本調査結果において、体制整備・運用に係る改善事項が特になくことから、管理条件の付与は行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする。 今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について一層の整備を進めるとともに、その運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、更なる改善を図っていくことが求められる。	第1節 機関内の責任体系の明確化 【最高管理責任者について】 研究倫理教育及びコンプライアンス教育に関する啓発活動について、対象者全員に学内のイントラネット、メール等を通じて周知を行っている。また、研究活動における倫理、コンプライアンスの遵守について、最高管理責任者（学長）からメッセージを配信している。 第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 【コンプライアンス教育の実施について】 コンプライアンス教育の対象者は毎年度受講が必要であり、令和5年度は原則として令和5年8月31日もしくは学内外の競争的研究費申請締切日のいずれか早い日程までに受講するよう周知している。この間は、web上で随時受講が可能である。令和6年度の教育対象者は1,162人で、令和6年12月27日時点の受講率は99.7%である（R5の受講率は100%）。 【コンプライアンス教育の受講管理及び理解度把握について】 未受講者への対応：所属する部局長等へ未受講者名を報告している。未受講者が期限までに受講しない場合は、研究資格の喪失、研究費の執行停止等を最高管理責任者から該当者及び部局長（コンプライアンス推進責任者）へ通知することとしている。 理解度の把握方法：理解度確認テストの採点結果により把握している。 理解度が低い受講者に対する方策：コンプライアンス教育用に作成した「研究遂行のためのガイドブック」等を熟読するよう案内している。 理解度の把握結果の活用方法：理解度確認テストの採点結果を対象者へ通知する等フィードバックしている。 第6節 モニタリングの在り方 【専門的知識を有する者の活用について】 前年度の公的研究費内部監査の結果を踏まえた監査対象件数（比率）、課題選定基準等を計画し、最高管理責任者の承認のもと、効率化・適正化を図っている。 公的研究費内部監査規程第4条第1項の規定に則して、内部監査室の職員に加え、研究推進に携わっている教育職員（文系・理系 各1名）や財務会計	特になし